

特定地域医療提供機関（B水準）

1 指定要件（以下の（1）～（6）すべてを満たすこと。）

(1)	①三次救急医療機関
	②二次救急医療機関かつ「年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院患者数 500 件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」
	③在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
	④公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (例)精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関
	⑤特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例)高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等
(2)	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること
(3)	医師労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項
(4)	医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること
(5)	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと
(6)	B水準を適用することが、地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと

連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

1 指定要件（以下の（１）～（６）すべてを満たすこと。）

(1)	<p>医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること (例) 大学病院、地域医療支援病院等</p>
(2)	<p>36 協定においては年 960 時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間の定めをしているが、副業・兼業先での労働時間を通算すると、時間外・休日労働が年 960 時間を超えることがやむを得ない医師が勤務していること</p>
(3)	<p>労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項</p>
(4)	<p>医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること</p>
(5)	<p>労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと</p>
(6)	<p>連携B水準を適用することが、地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと</p>

技能向上集中研修機関（C-1水準）

1 指定要件（以下の（1）～（6）すべてを満たすこと。）

(1)	都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラムの研修機関であること
(2)	「適正な労務管理」と「研修の効率化」が行われた上で、（3）の医師労働時間短縮計画の案に記載された時間外・休日労働の実績及び指定申請の際に明示されたプログラム・カリキュラムの想定労働時間（プログラム全体及び各医療機関における時間）を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること
(3)	<p>労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること</p> <p>(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること</p> <p>(2) 次に掲げる事項が全て記載されていること</p> <p>ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況</p> <p>イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標</p> <p>ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項</p> <p>エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項</p>
(4)	医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること
(5)	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと
(6)	C-1水準を適用しても、地域における臨床研修医や専攻医の確保及び地域の医療提供体制に影響がないこと。

特定高度技能研修機関（C-2水準）

1 指定要件（以下の（1）～（6）すべてを満たすこと。）

(1)	C-2水準の対象として厚生労働大臣が公示する「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C-2水準の対象として審査組織が特定する技能（以下「特定高度技能」という。）を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること
(2)	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び審査組織の意見を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること。
(3)	労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること (1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (2) 次に掲げる事項が全て記載されていること ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況 イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項
(4)	医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること
(5)	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと
(6)	C-2水準を適用しても、地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に影響がなく、地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること。

「労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと」について

労働時間に関する労働基準法及び賃金の支払いに関する最低賃金法の各規定（医療法施行令第14条に定めるもの）に違反したことにより、過去1年以内に送致され、公表されたことがある場合には、長時間労働が例外的に許容される医師を雇用する雇用主として不適格であるとし、特定労務管理対象機関としての指定を認めないこととする。

労働基準法

第24条（賃金の支払い）、第32条（労働時間）、第34条（休憩）、第35条（休日労働）、第36条（上限時間）、第37条（割増賃金）、第141条（上限時間）

最低賃金法

第4条（最低賃金）